

通学区域変更（幸ヶ谷小学校・神奈川小学校）に関する説明会

第1回（令和6年3月8日） 議事録

(1) 教育委員会事務局よりあいさつ

(2) 教育委員会事務局より資料説明

(3) 質疑応答

●**子どもが二人おりまして、このスケジュールですと、上の子が幸ヶ谷小学校、下の子が神奈川小学校入学することになりますが、下の子も幸ヶ谷小学校に入学させることはできるのでしょうか。**

→神奈川小学校及び幸ヶ谷小学校の両校長先生との相談が必要になってきますが、指定地区外就学制度を利用することで対応できるよう、学校と調整しております。上のお子様と同じ学校に通わせたい場合には、まず、指定されている学校の校長先生に御相談いただき、その後、受け入れ先となる学校の先生に御相談いただくという流れになります。

なお、説明で足りていない部分があったので補足させていただきますが、通学区域変更の適用は、令和7年4月以降に新しく入学されるお子様、若しくは引っ越してこられるお子様が対象になるため、令和6年4月に入学されるお子様については、今まで通り幸ヶ谷小学校が指定の学校となります。

●**私の子どもも幸ヶ谷小学校と神奈川小学校に分かれることになるのですが、先ほどとは反対のケースで、神奈川小学校に二人とも通わせることはできるのでしょうか。**

→こちらにつきましても、指定地区外就学制度を利用させていただくことで対応可能となっております。

なお、通学区域変更の適用は令和7年4月からになりますが、令和7年4月以降に下のお子様も神奈川小学校へ入学される予定であれば、校長先生に御相談いただけますと、令和6年4月から先に上のお子様を神奈川小学校へ通わせるということにも対応できるよう調整しております。具体的には、いつ頃入学される予定でしょうか。

→**今年の4月に上の子幸ヶ谷小学校に、その2年後に下の子が入学する予定です。**

→入学当初から上のお子様も神奈川小学校がいいということであれば、今の段階で校長先生に御相談いただくと、上の子も最初から神奈川小学校で、下のお子様も指定校が神奈川小となりますので、そのまま神奈川小に通うこととなります。

→**学校に直接連絡差し上げればいいのか。**

→学校にお電話していただいて、校長先生との面談の予定を調整していただく形になります。

→**分かりました。**

次項あり

- 上の子が既に幸ヶ谷小学校に通っており、下の子が令和7年度以降に入学予定です。下の子が指定地区外就学制度を利用し、幸ヶ谷小学校に入学した場合、中学校もその制度を利用し、浦島丘中学校ではなく、栗田谷中学校に通うことはできるのでしょうか。

→中学校につきましても、学校と事前に相談していますので、同じように面談等は必要になってきますが、指定地区外就学制度を利用することにより、栗田谷中学校に通うことが可能です。

- 通学区域変更後、神奈川小学校に小学校1年生や2年生だけで集団登校させるのか。地域ごとで登校班を決めるのか。それとも、学校や教育委員会の話合いのなかで決まるのでしょうか。

→集団登校につきましては、各学校のスクールゾーン協議会にて、地域の方と学校で相談しながら登校班等を決めていくこととなります。詳細なルール等につきましても、スクールゾーン協議会にて決めていくことになるため、改めて学校等から皆様へお知らせが届くと思います。

- これから入学する子どもが指定地区外で幸ヶ谷小学校に入学すると、通学区域変更後は登校班がなくなると思うのですが、その場合はどうなるのでしょうか。

→指定地区外就学制度の原則としては、保護者様に送迎をしていただくこととなります。

- 災害がおこったときに避難する学校は変わるのでしょうか。

→防災拠点につきましては、今神奈川区役所の方で地元の町内会と検討の場を設けていると聞いています。必ずしも学区が変更したら防災拠点も変わるというわけではないのですが、どちらの方が住民の方にとって利便性が高いのかということ町内会でご検討いただいて、その結果防災拠点が変更となる形もあるかもしれません。ただ、現時点ではどこまで進んでいるのか聞いておりません。

以 上